

ショートステイ長慶苑（特養併設）ご利用料金表

2018.4.1

1) 市民税課税世帯の場合(標準負担第4段階の場合)

要介護度	基本サービス費	サービス提供強化加算(Ⅰ)*注1)	看護体制加算(Ⅲ)ロ*注2)	看護体制加算(Ⅳ)ロ*注2)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)*注3)	機能訓練体制加算*注4)	認知症ケア加算(Ⅰ)*注5)	介護サービス費合計	限度日数(送迎代なし)	生活機能向上連携加算*注6)	介護処遇改善加算(Ⅰ)*注4)	限度日数分の介護サービス費(送迎なし)①	食費	居住費	限度額日数分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費(-37,200)	31日目自己負担分利用料(1日あたり)
要介護1	584							651	26		1421	18,547			57,720	76,267		9,270
要介護2	652							719	27		1628	21,241			59,940	81,181		10,010
要介護3	722	18	6	13	15	12	3	789	30	200	1981	25,851	1,380	840	66,600	92,451		10,760
要介護4	790							857	30	月	2151	28,061			66,600	94,661		11,500
要介護5	856							923	30		2315	30,205			66,600	96,805		12,220

*一定以上の所得者の自己負担が2割に変更になります

2) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で3段階の場合) 合計所得266万円以下

(-24,600)

要介護度	基本サービス費	サービス提供強化加算(Ⅰ)*注1)	看護体制加算(Ⅲ)ロ*注2)	看護体制加算(Ⅳ)ロ*注2)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)*注3)	機能訓練体制加算*注4)	認知症ケア加算(Ⅰ)*注5)	介護サービス費合計	限度日数(送迎代なし)	生活機能向上連携加算*注6)	介護処遇改善加算(Ⅰ)*注4)	限度日数分の介護サービス費(送迎なし)①	食費	居住費	限度額日数分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費(-37,200)	31日目自己負担分利用料(1日あたり)
要介護1	584							651	26		1421	18,547			26,520	45,067		9,270
要介護2	652							719	27		1628	21,241			27,540	48,781		10,010
要介護3	722	18	6	13	15	12	3	789	30	200	1981	25,851	650	370	30,600	56,451	1,251	10,760
要介護4	790							857	30	月	2151	28,061			30,600	58,661	3,461	11,500
要介護5	856							923	30		2315	30,205			30,600	60,805	5,605	12,220

*一定以上の所得者の自己負担が2割に変更になります

3) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で2段階の場合) 合計所得80万円以下

(-15,000)

要介護度	基本サービス費	サービス提供強化加算(Ⅰ)*注1)	看護体制加算(Ⅲ)ロ*注2)	看護体制加算(Ⅳ)ロ*注2)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)*注3)	機能訓練体制加算*注4)	認知症ケア加算(Ⅰ)*注5)	介護サービス費合計	限度日数(送迎代なし)	生活機能向上連携加算*注6)	介護処遇改善加算(Ⅰ)*注4)	限度日数分の介護サービス費(送迎なし)①	食費	居住費	限度額日数分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費(-37,200)	31日目自己負担分利用料(1日あたり)
要介護1	584							651	26		1421	18,547			19,760	38,307	3,547	9,270
要介護2	652							719	27		1628	21,241			20,520	41,761	6,241	10,010
要介護3	722	18	6	13	15	12	3	789	30	200	1981	25,851	390	370	22,800	48,651	10,851	10,760
要介護4	790							857	30	月	2151	28,061			22,800	50,861	13,061	11,500
要介護5	856							923	30		2315	30,205			22,800	53,005	15,205	12,220

4) 市民税非課税世帯で生活保護受給者、老齢福祉年金受給者

食費: 300円
居住費: 0円
その他、基本単価、加算は2段階と同じ

高額介護サービス費	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当	44,000円
一般被保険者(世帯に住民税課税の人がいる場合)	37,200円
世帯全員が住民税非課税の方(3段階)	24,600円
世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者が合計所得が80万円以下の方	15,000円

- *注1 介護福祉士が60%以上。
- *注2 (Ⅲ)常勤の看護師を1名以上配置している事(Ⅳ)看護職員を3名以上配置している事。夜間24時間の連絡体制を整備している事。要介護3以上を占める割合が70/100以上であること。
- *注3 夜勤を行う介護職員が最低基準を一人以上上回っている事。夜勤時間を通じて喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している事
- *注4 専従の機能訓練指導体制を1名以上配置している。理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している
- *注5 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入所者の1/2以上であること。認知症実践リーダー研修修了者を配置し職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に開催していること
- *注6 リハビリテーションを実施している医療提供施設として理学療法士等が短期入所生活介護施設を訪問し事業所の職員と共同でアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成する事。3か月ごとに1回以上計画・訓練の見直しをする事。
- *注7 キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ+職場環境等要件すべてを満たした場合(基本サービス費に各加算を加えた単位数に8.3%乗じた単位数)
- *送迎加算184単位(利用者の心身の状態、家族の事情等から見て送迎が必要と判断した場合)
- *若年性認知症入所者受け入れ加算120単位(40～65歳の認知症と診断された方を入所で受け入れた際にかかる加算)
- *認知症行動・心理症状加算200単位。認知症日常生活自立度がⅢ以上で認知症行動・心理症状が認められ在宅生活が困難と医師が診断したものであるとき
- *緊急短期入所受入加算90単位。7日を限度(やむを得ない場合14日)利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた場合
- *医療連携強化加算58単位。事業所の要件を満たし利用者要件Ⅰ～Ⅲ(喀痰吸引や経鼻・胃瘻の経腸栄養、褥瘡の処置等の医療行為が必要)のいずれかの状態であること。
- *長期利用者に対して短期生活介護を提供する場合。所定単位数から1日につき30単位を減算(連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合)

特別な食事、理容代、その他日常生活上必要となる諸費用は実費負担となります。

送迎に係る費用 ①184単位加算以外:片道700円

②実施地域以外:超えた地点から1kmにつき39円

食費・居住費は個人の収入により異なります。

予防ショート料金	
基本サービス費	
要支援1	437
要支援2	543
サービス提供体制加算	
	18
介護処遇改善加算(Ⅰ)	
	8.30%

利用限度額	
要支援1	5,003
要支援2	10,473
要介護1	16,692
要介護2	19,616
要介護3	26,931
要介護4	30,806
要介護5	36,065